

第1号様式(第10条関係)

令和4年4月28日

沖縄県議会議長 殿

会派名 立憲おきなわ

代表者名 大湾 未央



○ 令和3年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和3年度 政務活動費收支報告書

会派名 立憲おきなわ

1 収 入 政務活動費 4,000,000 円

2 支 出

(単位:円)

| 項目 | 支出額 | 備 考 |
|----------|-----------|--|
| 調査研究費 | | |
| 研修費 | 51,880 | 勉強会 |
| 広聴広報費 | 738,370 | 議会活動報告 |
| 要請陳情等活動費 | | |
| 会議費 | 185,147 | 会議の交通費、お茶・コーヒー等 |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | 192,589 | 新聞購読料、データベース利用料 |
| 事務費 | 508,307 | パソコン・複合機リース代 複合機カウント使用料 会派室電話FAX料金 NHK受信料 消耗品等 |
| 人件費 | 2,322,000 | 職員給与・賞与 労働保険料等委託料 |
| 合計 | 3,998,293 | |

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 1,707 円

沖縄県議会 502 会議室共同使用に係る協定書

令和 3 年 6 月 2 日

立憲おきなわ会派（以下「甲」）と、南風会派（以下「乙」）は、沖縄県議会 502 会議室を共同で使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（納入義務者について）

第 1 条 電話・FAX・NHK 受信料等の契約者及び納入義務者は甲とする。但し、料金は甲と乙で 1/2 振分とする。

（リース契約について）

第 2 条 令和 3 年 6 月 2 日、て、一だネット会派解散に伴いパソコンとコピー機リースの契約を甲が引き継ぐものとする。

2 パソコンのリースは甲が支払う。

3 損合機のリース及び複合機使用料は甲と乙で 1/2 振分とする。

（事務用品について）

第 3 条 事務用品は甲と乙で原則 1/2 振分とする。但し、共同で使用しないものについては使用する会派の負担とする。

（新聞購読について）

第 4 条 新聞購読料は甲と乙で原則 1/2 振分とする。但し、共同で使用しないものについては使用する会派の負担とする。

（会議費について）

第 5 条 会議に伴うお茶代等は甲と乙で 1/2 振分とする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

附則

（施行期日）

- この協定書は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。
(この協定書の失效)
- この協定は、会議室を共同で使用しなくなった場合は、その効力を失う。

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

研修費

経費区分（研修費）No. /

年月日： 2021年(R3) 7月28日

充当額： ¥ 1,000

内容： 与党会派議員勉強会の講師料

「辺野古サンゴ移植取消訴訟最高裁における2裁判官反対意見の意義と今後の取り組み」

参加者： ていーだ平和ネット、立憲おきなわ、おきなわ、南風、日本共産党沖縄県議団
各会派議員

領 収 証

No. _____

ていーだ平和ネット
他 4会派

様

2021年7月28日

¥ 10,000.

但 講師料として

上記正に領収いたしました

| 内 訳 |
|----------|
| 現 金 |
| 小 切 手 |
| 手 形 |
| 消費税額(%) |

加藤 祐

(講師料内訳)

| | | | |
|------------|--------|------|--------|
| ていーだ平和ネット | 4,000円 | おきなわ | 1,000円 |
| 日本共産党沖縄県議団 | 3,000円 | 南風 | 1,000円 |
| 立憲おきなわ | 1,000円 | ✓ | |

充当割合：10/10

充当額：1,000 円

講師への謝礼金（辺野古サンゴ移植～勉強会）

◎政務活動の為全額充当

研修費

2021年7月20日

与党県議各位

つい一だ平和ネット
会派長 瑞慶覽 功

辺野古新基地におけるサンゴ特別採捕許可申請を巡り、農水大臣が県に許可するよう是正指示したことは国の違法な関与であるとして、県は取り消しを求めました。その訴訟で最高裁判所裁判官2人が県の主張を認める反対意見を述べたことは画期的であったといえます。

そこで、下記のとおり勉強会を開催します。お忙しいとは思いますがご参加ください。

記

「辺野古サンゴ移植取消訴訟最高裁における
2裁判官反対意見の意義と今後の取り組み」（勉強会）
講師：加藤 裕 弁護士

1. 日時 7月28日（水）14時（1時間程度）
2. 場所 県議会棟4階執行部控室

| | |
|--------|----------|
| 言渡 | 令和3年7月6日 |
| 交付 | 令和3年7月6日 |
| 裁判所書記官 | |

令和3年(行ヒ)第76号

判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の福岡高等裁判所那覇支部令和2年(行ケ)第1号地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件について、同裁判所が令和3年2月3日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

第1 事案の概要等

1 沖縄防衛局は、普天間飛行場の代替施設を沖縄県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立て(以下「本件埋立事業」という。)に関し、沖縄県漁業調整規則(昭和47年沖縄県規則第143号。令和2年沖縄県規則第53号による改正前のもの。以下「本件規則」という。)41条に基づき、上告人に対し、埋立区域内に生息する造礁さんご類を埋立区域外に移植することを内容とする採捕の許可を求める2件の申請(以下「本件各申請」という。)をしたが、上告人は何らの処分もしなかった。被上告人は、本件各申請を許可する旨の処分(以下「本件各許可処分」という。)をしない沖縄県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反するなどとして、同県に対し、地方自治法245条の7第1項に基づき、本件各許可処分をするよう求める是正の指示(以下「本件指示」という。)をした。

本件は、上告人が、本件指示は違法な国の関与に当たると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、被上告人を相手に、本件指示の取消しを求める事案

である。原審は、上記法定受託事務の処理が法令の規定に違反し、本件指示は適法であるとして、上告人の請求を棄却した。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 漁業法（平成30年法律第95号による改正前のもの。以下同じ。）65条2項1号は、都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止に関して必要な規則を定めることができる旨を規定する。水産資源保護法（平成30年法律第95号による改正前のもの。以下同じ。）4条2項1号は、都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止に関して、規則を定めができる旨を規定する（以下、上記の各規定を併せて「漁業法65条2項1号等」といい、漁業法及び水産資源保護法を併せて「漁業法等」という。）。

漁業法65条2項1号等により都道府県が処理することとされている事務は、法定受託事務である（地方自治法2条9項1号、漁業法137条の3第1項1号、水産資源保護法35条）。

イ 本件規則は、漁業法等その他漁業に関する法令とあいまって、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図ること等を目的とするものである（1条）。本件規則は、造礁さんご類を採捕してはならない旨を規定するが（33条2項）、試験研究等のための水産動植物の採捕に係る知事の許可（以下「特別採捕許可」という。）を受けた者が行う当該試験研究等については、同項の規定を適用しないものとしている（41条1項）。同条2項は、特別採捕許可を受けようとする者は、所定の申請書を知事に提出しなければならない旨を規定する。

沖縄県知事は、特別採捕許可の申請について、標準処理期間（行政手続法6条）を45日と定めるとともに、申請内容に必要性と妥当性が認められること等を内容とする審査基準（同法5条。以下、同審査基準を「本件審査基準」という。）を定めた上、これらを公にしている。

(2) さんご類は、さんご礁の形成に不可欠な役割を果たすとともに、漁業の対象

となる生物の生息場所等として機能し、周辺の水産資源の保護、漁場の形成等の点で重要な役割を果たしている。さんご類の移植については、移植後の生残率は高くないとされており、沖縄県においては移植から4年後の生残率が20%以下というデータもある。

(3) 国は、アメリカ合衆国軍隊が使用する沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場につき、同国との間で、一定の措置を講じた後に返還される旨を合意し、その後、同飛行場の代替施設を名護市辺野古沿岸域に設置することとした。

(4) 沖縄防衛局は、名護市辺野古の辺野古崎地区及びこれに隣接する水域（以下、この水域を「本件水域」という。）に上記代替施設を設置するため、平成25年3月22日、沖縄県知事に対し、本件水域の公有水面の埋立て（本件埋立事業）の承認を求めて、公有水面埋立承認願書を提出した（以下、この出願を「本件埋立出願」という。）。同願書に添付された環境保全に関し講ずる措置を記載した図書（以下「本件図書」という。）は、本件埋立事業に係る環境影響評価書（環境影響評価法等に基づいて作成されたもの）を踏まえて作成されたものであるところ、本件図書には、本件水域内に生息するさんご類について、避難措置として適切な場所に移植を行う旨が記載されていた。

当時の沖縄県知事は、本件埋立出願につき、公有水面埋立法4条1項各号の要件に適合すると判断して、平成25年12月27日、同法42条1項に基づく承認（以下「本件埋立承認」という。）をした。

(5) 沖縄防衛局が本件埋立承認の後に実施した土質調査の結果、本件水域のうち辺野古崎の東側部分（以下「大浦湾側」という。）における大半の水域の地盤が軟弱であることが、平成30年頃までに判明した（以下、この水域を「本件軟弱区域」という。）。この結果を受けて、同局は、本件軟弱区域について、本件埋立出願の願書に記載された設計の概要に含まれていない内容の地盤改良工事（以下「本件地盤工事」という。）を追加して行うことを決定した。

(6) 沖縄県副知事は、平成30年8月31日、沖縄県知事の職務代理者の委任に

基づき、沖縄防衛局に対し、上記(5)の事情により本件埋立事業が公有水面埋立法4条1項1号及び2号の各要件に適合していないこと等を理由として、本件埋立承認を取り消した。もっとも、国土交通大臣は、地方自治法255条の2第1項に基づく沖縄防衛局の審査請求を受けて、平成31年4月5日付で、上記の本件埋立承認の取消しを取り消す旨の裁決をした。

(7)ア 沖縄防衛局は、平成31年4月26日及び令和元年7月22日、上告人に對し、本件埋立事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置（造礁さんご類の移植技術に関する試験研究）の実施を目的として、大浦湾側に生息する合計約3万9590群体の小型さんご類（以下「本件さんご類」という。）を本件水域外の近隣の水域に移植することを内容とする特別採捕許可の申請（本件各申請）をした。本件さんご類の具体的な生息場所は、本件軟弱区域外の護岸造成工事（以下「本件護岸工事」という。）が予定されている箇所又はその近辺に限られている。

イ 上告人は、本件各申請について、本件審査基準にいう申請内容の必要性及び妥当性があるか否かを判断することができないなどとして、特別採捕許可の申請に係る標準処理期間を経過した後も何らの処分もしていない。

ウ 漁業法等を所管する大臣である被上告人は、本件各許可処分をしない沖縄県の法定受託事務の処理が、漁業法65条2項1号等に違反するなどとして、令和2年2月28日付で、同県に対し、地方自治法245条の7第1項に基づき、7日以内に本件各許可処分をするよう求める本件指示をした。

(8) 沖縄防衛局は、令和2年4月21日付で、沖縄県知事に対し、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、本件埋立事業に係る設計の概要について、本件地盤工事を追加する旨の変更の承認の申請（以下「本件変更申請」という。）をした。

(9) 上告人は、本件指示に不服があるとして、令和2年3月30日付で、国地方係争処理委員会に対し、地方自治法250条の13第1項に基づく審査の申出をしたが、同年6月19日付で、本件指示が違法でないと認める旨の審査の結果の

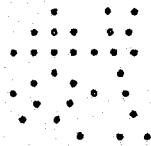
通知を受けた。上告人は、これに不服があるとして、同年7月22日、同法251条の5第1項1号に基づき、本件訴えを提起した。

第2 上告代理人加藤裕ほかの上告受理申立て理由第2点について

1 所論は、仮に沖縄県知事の特別採捕許可をしない対応に瑕疵があるとしても、本件規則という都道府県規則に違反するにとどまり、漁業法65条2項1号等の法令には違反しないから、地方自治法245条の7第1項所定の法令違反が成立する余地はないというものである。

2(1) 地方自治法245条の7第1項は、国家行政組織法5条1項に規定する各省大臣等は、所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のために講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる旨を規定する。そして、前記第1の2(1)のとおり、漁業法65条2項1号等により都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務に該当するところ、漁業法65条2項1号等においては、都道府県知事は、漁業調整や水産資源の保護培養のため、水産動植物の採捕の制限又は禁止に関して必要な規則を定めることができる旨が規定されている。

漁業法65条2項1号等の趣旨を検討すると、海その他の公共の用に供する水面については、水産資源の保護培養を図るとともに（水産資源保護法1条），その総合的な利用により漁業生産力を発展させるため（漁業法1条），本来、広域的な水産資源の適正な管理につき責務を有する国において、その利用を制限し又は禁止する措置等を講ずる必要がある。もっとも、都道府県の区域ごとに講ずべき措置については、その内容を一律に規定することが困難であり、また、具体的な事情に応じて隨時変更することを要するものが多いという性質があるため、漁業法65条2項1号等は、当該措置に関する規定を都道府県知事の定める規則に委ねることとしたものと解される。そうすると、漁業法65条2項1号等は、都道府県知事が、規則を定めるに当たり、水産資源の保護等に関する専門技術的な知見を踏まえ、個別具



体的な事情に即した妥当な措置がされることを確保するため、当該措置を個別の事案ごとに行政府の裁量判断に委ねることを予定しているということができる。

このように、漁業法等に係る都道府県の法定受託事務の処理について定める漁業法65条2項1号等は、都道府県知事の定める規則及びこれに基づく行政庁の個別具体的な措置の双方により、前記の漁業法等の目的に従って水産動植物の採捕を制限し又は禁止することとする趣旨の規定であると解される。

(2) 本件規則は、漁業法等その他漁業に関する法令とあいまって、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業調整等を図ることを目的とし(1条)、造礁さんご類の採捕を全面的に禁止しつつ(33条2項)、知事から個別の特別採捕許可を受けた者が行う試験研究等に限り、その禁止を例外的に解除することとしている(41条1項)。

上記の特別採捕許可に関する判断は、本件規則41条1項の文言に加えて、上記(1)で述べた漁業法65条2項1号等の趣旨からすれば、水産資源の保護等に関する専門技術的な知見を踏まえて、当該申請に関する諸般の事情を総合的に考慮するとともに、漁業法等の目的等を勘案した知事の裁量に委ねられているが、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、本件規則41条1項に違反するとともに、漁業法65条2項1号等にも違反することとなると解するものが相当である。

3 したがって、本件規則41条1項に基づく特別採捕許可に関する沖縄県知事の判断は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる場合には、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当することができる。所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして、是認することができる。

第3 上告代理人加藤裕ほかの上告受理申立て理由第1点(ただし、排除されたものを除く。)について

1 原審は、本件指示の時点で上告人が本件各許可処分をしていないことが、漁

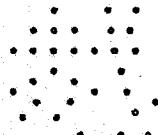
業法65条2項1号等に違反するから、本件指示は適法であると判断した。所論は、この上告人の対応は、本件各申請の内容に本件審査基準にいう必要性を認めることができないことによるのであって、上記の規定に違反するものではないから、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤りがあるというものである。

2 前記第2によれば、被上告人は、上告人において本件規則41条1項に基づき本件各許可処分をしないことが裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるのでなければ、沖縄県に対し、この法定受託事務の処理が漁業法65条2項1号等の規定に違反していることを理由に、地方自治法245条の7第1項に基づき本件各許可処分をすべき旨の指示をすることができないものと解される。

そして、前記第2の2(1)で述べた漁業法65条2項1号等の趣旨等を考慮すると、本件規則41条1項に基づく特別採捕許可に関する知事の判断は、これが裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、重要な事実の基礎を欠く場合、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認めるのが相当である。

3 本件各申請の内容の必要性に関する判断の適否を検討するに当たっては、前提として、沖縄防衛局において本件埋立事業のうち本件軟弱区域外の護岸造成工事（本件護岸工事）を適法に行うことができたかが問題となる。

公有水面の埋立て（以下、単に「埋立て」という。）のうち国が行うものについては、公有水面埋立法上、これを実施する官庁において、設計の概要等の所定の事項を記載した願書を都道府県知事に提出し（同法42条3項において準用する同法2条2項），その承認を受けるべきであるところ（同法42条1項），都道府県知事は、同法4条1項各号の要件に適合すると認める場合を除いては、この承認をすることができないとされている（同法42条3項において準用する同法4条1項）。その趣旨は、公有水面を所有する国（同法1条1項）による埋立てであっても、環境保全上の問題を含め、埋立てにより周囲に生ずる支障の有無等について



は、その地域の実情に通じた都道府県知事の審査を経るのが適当と考えられること等にある。そうすると、国の官庁は、都道府県知事の承認を受けて初めて、埋立てを適法に実施し得る地位を得るものと解される。

また、国が行う埋立てに係る設計の概要の変更について、都道府県知事は、正当の事由があると認めるときは、承認をした埋立てに関して設計の概要の変更の承認（以下「変更承認」という。）をすることができ、変更承認に関して公有水面埋立法4条1項の規定を準用するとされている（同法42条3項において準用する同法13条ノ2）。このような同法の規定に加えて、上記のような同法42条1項に基づく承認の効果に照らすと、国の官庁は、変更後の設計の概要による埋立てについては、変更承認を受けて初めて適法に実施し得る地位を得るのであって、変更承認がされるまでは工事に着手することができないものと解される。

もつとも、公有水面埋立法上、国の官庁が埋立ての承認を受けた後に設計の概要を変更する必要が生じた場合に、当該承認に基づく工事を中断すべき旨の規定は設けられていない。したがって、この場合において、当該官庁は、変更承認を受けていない段階であっても、当該変更に関する部分に含まれない範囲の工事については、特段の事情のない限り、当初の願書に記載された設計の概要に基づいて適法に実施し得る地位を有しているものと解される。

これを本件についてみると、前記第1の2(5)のとおり、本件指示の時点では、本件埋立承認がされていた一方で、本件軟弱区域について本件埋立出願の願書に記載された設計の概要に含まれていない内容の本件地盤工事を追加して行う必要があることが判明していたが、上記特段の事情があったことはうかがわれない。そうすると、沖縄防衛局は、公有水面埋立法上、本件埋立事業のうち本件軟弱区域外における埋立てに関する工事である本件護岸工事を適法に実施し得る地位を有していたといいうことができる。

4 以上を踏まえ、本件指示の時点で本件各申請の内容に必要性を認めることができないとした上告人の判断について、その適否を検討する。

上告人は、本件さんご類の特別採捕許可に関する裁量権を行使するに当たり、前記の必要性があると認められるためには、本件さんご類の一定割合の死滅を伴うことが予想される移植を正当化し得る事情として、普天間飛行場の代替施設の設置という本件埋立事業の目的が達成される見込みがあることを要するとした上で、本件埋立事業の埋立区域の相当部分に本件地盤工事を実施することが必要であり、本件指示の時点では、この工事を追加する旨の本件変更申請すらされていなかったため、上記見込みがあると認めるることはできないという考慮に基づき、前記の判断をしたことがうかがわれる。

しかしながら、前記3のとおり、沖縄防衛局は、公有水面埋立法上、本件護岸工事を適法に実施し得る地位を有していたところ、前記第1の2(7)のとおり、本件各申請の対象である本件さんご類は、この工事の予定箇所又はその近辺に生息していたというのである。そうすると、本件さんご類は適法に実施し得る本件護岸工事により死滅するおそれがあった以上、水産資源の保護培養を図るとともに漁業生産力を発展させるという漁業法等の目的を実現するためには、本件さんご類を避難させるべく本件水域外の水域に移植する必要があったというほかはない。

前記第1の2(4)によれば、本件図書を添付してされた本件埋立出願は、本件埋立承認により、環境保全等につき十分配慮されたものであることという公有水面埋立法4条1項2号の要件に適合すると判断されており、その設計の概要に含まれる本件護岸工事の実施は、本件図書に適合する妥当な環境保全措置が採られる限り、水産資源の保護培養等を図るという漁業法等の目的にも沿うものということができる。そして、前記第1の2(7)のとおり、本件各申請の目的は、本件図書の根拠とされた環境影響評価書に基づく環境保全措置の実施にあったというのである。したがって、前記の上告人の判断は、上記のような本件護岸工事を事実上停止させ、これを適法に実施し得る沖縄防衛局の地位を侵害するという不合理な結果を招来するものというべきである。

以上によれば、前記の上告人の判断は、当然考慮すべき事項を十分に考慮してい

ない一方で、考慮すべきでない事項を考慮した結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきである。

5 したがって、本件指示の時点で、上告人において本件各申請の内容に必要性を認めることができないと判断したことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる。所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして、是認することができる。

第4 結論

以上によれば、論旨はいずれも採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官宇賀克也、同宮崎裕子の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、本件で上告人が是正の指示の時点で、本件各申請に対して本件各許可処分をしなかったことが、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用として違法であるとはいえないと考える。その理由は、以下のとおりである。

公有水面埋立法に基づく承認がなされた場合、その処分に無効の瑕疵がある場合を除き、事業者は、承認を受けた設計の概要に従って工事を行い当該埋立事業を完成させる法的地位を有する。しかし、海底等の情報が不確実な段階で審査がなされることも想定されるから、同法に基づく承認の要件は、承認の時点で確実に判断することが困難な内容を含むいわゆる将来予測型情勢判断とならざるを得ない。そのため、設計の概要の変更が制度上予定されている（同法13条ノ2、42条）。

設計の概要に従った工事を行って当該埋立事業を完成させることが不可能なことが客観的に明白であるという特段の事情がある場合には、設計の概要の変更が必要になる。本件では、沖縄防衛局が実施設計のための海底地盤調査を行ったところ、設計の概要の前提とされた土質と異なり、設計の概要に従った工事を実施した場合、埋立ての安全性が認められないことが客観的に明らかになり、同局もこのこと

を認めている。

本件では、是正の指示がなされた時点では、変更承認の申請はなされていなかつた。変更が客観的に見ておよそ実現不可能な場合には、当該埋立ての目的は実現できることになり、埋立工事の続行は許されるべきではなく、当初の承認は撤回されるべきであろう。本件の場合には、是正の指示の時点において、変更が客観的に見ておよそ実現不可能とまではいい切れず、本件地盤工事の対象区域外にある本件さんご類の移植のための特別採捕許可を申請することが、そもそも許されないとまではいえないように思われる。

しかしながら、以下の理由から、本件指示の時点において、上告人が、本件各許可処分をしなかつたことに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとはいえないと考えられる。

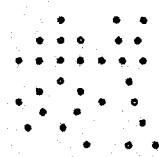
公共事業を行うに当たり、複数の法令に基づく異なる許認可等を受ける必要があることは、きわめて一般的なことである。行政手続法11条2項、環境影響評価法33条2項は、かかる場合があることを前提にした規定である。そして、それぞれの許認可等の許否を判断するに当たっては、それぞれの制度の目的を踏まえて、各法令における許認可等の要件該当性を判断することになり、その結果、同一の公共事業について、ある法令に基づく許認可等は与えられても、他の法令に基づく許認可等は与えられないという結果になることも当然あり得ることになる。本件においても、公有水面埋立法に基づく承認がなされているとしても、特別採捕許可の申請の許否の判断においては、漁業法等その他漁業に関する法令とあいまって、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業調整等を図ることという本件規則1条の目的を踏まえる必要がある。

本件各申請に係るさんご類は、本件軟弱区域の範囲外に存在する。しかし、本件軟弱区域の箇所が大浦湾側の埋立事業全体のわずかな部分であり、その部分を除いて工事を完成させても埋立事業の目的の実現に支障がないというわけではない。本件では、大浦湾側の大半に軟弱地盤が存在している。したがって、本件変更申請が

不承認になった場合、本件各申請に係るさんご類の生息箇所のみの工事は無意味になるといわざるを得ない。他方において、さんご類の移植は極めて困難で、移植を行っても大半のさんご類が死滅することに鑑みれば、さんご類の移植は、それ自体として見れば、さんご類に重大かつ不可逆的な被害を生じさせる蓋然性が高い行為といつても過言ではない。このことに鑑みると、本件各許可処分を行うべきといえるためには、本件さんご類の移植を基礎付ける大浦湾側の埋立事業が実施される相当程度の蓋然性があることが前提となると考えられる。本件変更申請が拒否されることになれば、本件さんご類の移植は無駄になるばかりか、移植されたさんご類の生残率は高くないこと等から、水産資源の保護培養という水産資源保護法の目的に反することになってしまうと考えられる。したがって、本件各申請を受けた上告人が、本件護岸工事という特定の工事のみに着目して本件各申請の是非を判断すれば、「木を見て森を見ず」の弊に陥り、特別採捕許可の制度が設けられた趣旨に反する結果を招かざるを得ないと思われる。

すなわち、本件各申請に対する判断をするに当たり、本件変更申請が承認される蓋然性は、要考慮事項であり、その点を考慮することなく申請の許否を判断すれば、考慮すべき事項を考慮しなかった考慮不尽となり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用となってしまうと考えられる。

本件指示の時点においては、設計の概要の変更承認の申請はなされていなかった。しかも、原審の確定事実によれば、約6.6ヘクタールにわたる軟弱地盤の改良工事のためには、当初の設計の概要に比べて約6倍の量の砂を使用して、深度約70メートルまで杭を海底に打ち込まなければならない箇所が存在するなど、きわめて大規模な工事が必要になる。したがって、上告人が、本件指示の時点において、本件各申請を許可すべきか否か判断できないとしたことは、要考慮事項を考慮するための情報が十分に得られなかつたからであり、そのことについて上告人の責に帰すべき事案であるとはいえない。したがって、本件指示の時点において、上告人が本件各許可処分をしなかつたことが裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとま



ではいえないと考えられる。

このように述べることは、本件指示の時点においては、いまだ変更承認の申請すらなされていなかったので、要考慮事項を考慮できなかったという事情があり、したがって、上告人が本件各申請について、同時点までに許可をしなかつたことに違法性がないというにとどまり、本件変更申請が承認された場合には、特段の事情がない限り、本件各許可処分がされるべきことになると考えられる。

裁判官宮崎裕子の反対意見は、次のとおりである。

私は、宇賀裁判官の反対意見に全面的に同調するが、本件変更申請が承認される蓋然性は本件各申請の是非判断の要考慮事項であると考えるべき理由について補足して述べる。

1 大浦湾側の軟弱地盤が判明した影響

原判決の認定によれば、次のとおり認められる。本件では、本件埋立承認後に大浦湾側における大半の水域に軟弱地盤が存在することが判明し、本件地盤工事を実施しなければ、大浦湾側の埋立てについて所定の安全性を確保できないことが明らかになった。本件地盤工事は、本件埋立出願の願書に記載された設計の概要（以下「当初の設計の概要」という。）に全く含まれていなかった地盤改良工事であるから、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、当初の設計の概要に本件地盤工事を追加する旨の変更承認を受けない限り、この埋立てを施行することはできない。その結果、大浦湾側の埋立てについては、本件軟弱区域の埋立工事を実施することが技術的に不可能になるとともに、本件地盤工事を経ない限り所定の安全性を確保できないことが明らかになっていた。そして、本件指示の時点では、変更承認の申請すらされていなかったので、本件軟弱区域の埋立て工事を実施できるかどうかは、未だ不確定な状況にあった。

2 本件変更申請が承認される蓋然性は本件各申請の是非判断の要考慮事項であると考えるべき理由について

(1) 本件各申請は、大浦湾側の埋立てのための本件護岸工事を実施するのに伴う

本件さんご類の採捕についてされたものである。沖縄防衛局は、この埋立てについて本件埋立承認を受けており、本件埋立承認は本件指示の時点において有効に存続していたから、本件護岸工事を適法に実施し得る法的地位を有していたと解されることについては私も異議はない。しかしながら、多数意見が、その点を指摘した上で、本件埋立出願は、本件埋立承認により環境保全等につき十分配慮されたものであることという公有水面埋立法4条1項2号の要件（以下「2号要件」という。）に適合すると判断されていることを挙げて、当初の設計の概要に含まれている本件護岸工事の実施は、本件図書に適合する妥当な環境保全措置が採られる限り、漁業法等の目的にも沿うものであると判示している部分には賛成できず、本件護岸工事の実施に伴う本件さんご類の採捕が漁業法等の目的に沿うか否かの判断においては本件変更申請が承認される蓋然性が考慮事項であると考える。以下、その理由を述べる。

(2) 公有水面埋立法4条1項2号は、その文理上、埋立てのための個々の工事ではなく、「埋立」が2号要件に適合することを求める規定である。本件においては、辺野古崎を挟んで東側（大浦湾側）と南側をまとめて一つの水域（本件水域）とする埋立て（本件埋立事業）について本件埋立承認がなされているが、埋立区域の面積という点では前者が後者よりもかなり広く、埋立ての容積という点でも、（軟弱地盤部分を考慮すると）前者が後者よりも圧倒的に大きいことがうかがわれる。ただし、地形的には、それぞれの区域の埋立てが相互に影響し合う関係はないことがうかがわれる、現に南側の埋立ては、当初の設計の概要に従って施工が進められている。

(3) 軟弱地盤が相当広域にわたって存在していることが認められる大浦湾側の埋立てについては、既に述べたように本件地盤工事を実施しなければ所定の安全性を確保できないことが明らかになっていたというのである。安全性の確保と2号要件中の災害防止への配慮との間には社会通念上関連性があると考えるのが合理的であることを考えると、本件指示の時点においては、大浦湾側の埋立ては上記の要件に

適合しているとはいえないことが強く推認できるといえる。

のみならず、大浦湾側の埋立てについては、埋立て自体が不確定な状況になっているというのであるから、本件指示の時点では、2号要件適合性の判断の対象たるべき埋立ての特定を欠く状態であったと考えざるを得ない。大浦湾側の埋立てについては、それができるか否かは変更承認が得られるか否かによることは明らかであり、変更承認の申請の審査においては、公有水面埋立法13条ノ2第2項において同法4条1項が準用されるので、申請に係る埋立てについて2号要件適合性が改めて判断されなければならないと解される。本件指示の時点では変更承認の申請すらされていなかったのであるから、結局のところ、変更申請の対象となる「埋立」に含まれる大浦湾側の埋立てが2号要件に適合するか否かは、本件指示の時点では不明であったと考えざるを得ない。

(4) このように考えると、本件指示の時点では、大浦湾側の埋立てが2号要件に適合すると判断した本件埋立承認が形式的には有効に存在しているとしても、その埋立て自体が不確定な状況になったことにより、かかる判断の対象である埋立ての設計の概要の変更（特に当初の設計の概要には全く含まれていなかった本件地盤工事を大浦湾側の大半において行うという大幅な変更）を余儀なくされ、その埋立てを行うためには変更承認を受ける必要があることが明らかとなっているのであるから、本件埋立承認においてなされた2号要件適合性の判断は実質的には無意味なものになっていると考えざるを得ない。既に述べたとおり2号要件適合性は「埋立」について判断されるのであり、軟弱地盤の存在がある限り、本件護岸工事だけで施行できる（つまり変更承認を受けなければすることができない本件地盤工事なしの）埋立てというものを観念することはできない。

確かに、沖縄防衛局は、本件護岸工事を行うことができる法的地位を有するから、他の法令に違反しない限りは、当該工事を行うことができるとはいえるが、そのような法的地位があるというだけで本件規則による造礁さんご類の採捕禁止の適用除外や特別採捕許可を受けられると解すべき法的根拠は見当たらない。そして、

上記で述べたように、本件埋立承認に係る大浦湾側の埋立て自体が不確定な状況になっている以上、形式的にはともかく、実質的には、本件各申請の時点においても本件指示の時点においても、もはやかかる不確定な埋立てが2号要件に適合していると評価することはできない。

(5) そうすると、本件護岸工事に伴う本件さんご類の採捕が本件規則41条1項の「試験研究等」に該当するか否かの判断においては、通常の場合のように公有水面埋立法42条1項に基づく承認において埋立てが2号要件に適合しているとされた判断が正しいことを所与の前提とすることはできない。なぜならば、本件のように埋立ての承認を受けた後で当初の設計の概要に含まれていた工事の大半の実施が技術的に不可能な状況になったために埋立てが不確定な状況になり、変更承認を受けない限りその埋立てを施行することができないことが明らかになった場合には、埋立ての承認自体は無効にもなっておらず、また、取り消されてもいいとしても、その承認においてなされた2号要件適合性の判断は実質的には無意味なものになっているというべきだからである。以上を踏まえると、その承認に係る設計の概要に含まれていた一部工事の実施に伴う造礁さんご類の採捕に特別採捕許可を与えることがその埋立てに伴う環境保全措置としてなされる「試験研究等」に該当するものとして水産資源の保護培養等を図るという漁業法等の目的にも沿うといえるためには、そもそも本件護岸工事が目的としているはずの埋立てができるといえるか、かかる埋立てが2号要件に適合しているかを、本件規則の目的に照らして実質的に検討する必要がある。

(6) 以上を勘案すると、上記1のような事情の下で、変更承認の申請前になされた本件各申請の審査においては、本件さんご類の採捕が本件埋立承認を受けた埋立てに伴う環境保全措置としての「試験研究等」に当たるか否かは、形式的にではなく実質的になされてこそ初めて漁業法等の趣旨、目的に適うというべきであるから、大浦湾側の軟弱地盤によって生じた埋立ての不確定性が変更承認によって解消され、その埋立てが2号要件に適合すると判断される相当の蓋然性があるか否かに

よるといわざるを得ない。そうすると、埋立てができる蓋然性、すなわち、当初の設計の概要の変更について公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2により承認される蓋然性があるかを考慮することは、本件さんご類の採捕が適法な埋立てに伴う環境保全措置と評価できるか否かに直結する重要な考慮事項と考えられることになる。

公有水面埋立法42条1項に基づく承認を受けた埋立てに伴う環境保全措置としての採捕が本件規則41条1項の「試験研究等」に含まれるとする解釈は、かかる埋立てが承認に従つて施行できることを前提とした上で2号要件に適合するものと判断されていてこそ妥当なのである。本件のように埋立て自体が不確定な状況となり、埋立てを施行するためには変更承認が必要であることが明らかな場合には、もはや本件埋立承認時になされた2号要件に適合するという判断の実質的な意味は失われたというべきであるから、形式的にかかる判断がなされた本件埋立承認が有効に存在していることだけを理由として、採捕が漁業法等の目的に沿う環境保全措置に該当すると判断することはできない。

(7) 最後に、念のためにいふと、私も、宇賀裁判官の反対意見と同じく、本件変更申請が承認された場合には、特段の事情がない限り、本件各許可処分がされるべきことになると考へる。

最高裁判所第三小法廷

| | | | |
|--------|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 林 | 道 | 晴 |
| 裁判官 | 戸 | 三 | 郎 |
| 裁判官 | 宮 | 裕 | 子 |
| 裁判官 | 宇 | 克 | 也 |
| 裁判官 | 長 | 嶺 | 政 |

研修費

当事者目録

那霸市泉崎1丁目2番2号

上 告 人 沖繩県知事
同訴訟代理人弁護士 玉城康裕
加藤裕浩
仲西孝宏
松永宏男
宮國英男

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

住所：

泉川友樹

口座情報

銀行名：三井住友銀行 [REDACTED] 支店

種類：[REDACTED]

口座番号：[REDACTED]

名義：泉川友樹 イズミカワユウキ

連絡先：[REDACTED]

振込金受取書 (兼振込手数料受取書)
 振込受付書
(預金払戻請求書による)
(受付書の場合は✓表示する)

| | | | | | | | | | | |
|-------|--|------------|------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 振替日 | 和暦 03年08月17日 | | | | | | | | | |
| 振込先銀行 | 三井住友 | | | | | | | | | |
| 支店名 | 支店 | | | | | | | | | |
| お受取人 | フリガナ [REDACTED] ミカワ ユウキ 泉川 友樹 様 | | | | | | | | | |
| ご依頼人 | フリガナ [REDACTED] ケンオキナツ カイハ 立憲ホキタリ会派長 大湾未来 | | | | | | | | | |
| 預金種目 | 預金番号 [REDACTED] | | | | | | | | | |
| 額 | 十 | 百 | 千 | 円 | 万 | 億 | 兆 | 手数料 | 消費税 | 合計 |
| | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | 50000 | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | 880 |

・手数料金額欄に記載の金額には、消費税が含まれています。

○振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○本振込は、振込規定により取扱させていただきます。

株式会社 琉球銀行
出納済 出納月日 3. 6. 17
振込金額 + 10,000円以上受取
印紙 6
(注)「振込受付書」のときは印紙不要

2/2

充当割合：10/10

充当額：50,880 円

講師への謝礼金（泉川友樹氏～勉強会）

◎政務活動の為全額充当

日中漁業協定 沖縄に関する部分の概要について

<協定第6条>

第2条から第5条までの規定は、協定水域のうち次の（a）及び（b）の水域を除く部分について適用する。

（a） 第7条1に定める水域（暫定措置水域）

（b） 北緯27度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経125度30分以西の協定水域

平成9年外務大臣書簡

「日本国政府は、日中両国が同協定第6条（b）の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを前提として、中国国民に対して、当該水域において漁業に関する自国の法令を適用しないとの意向を有している。」

「日中ともこの水域で互いの船を追っていかない」



⇒ 「こまはざめてく」

<協定2条～5条の内容>

- 相手国の漁船が自国の排他的經濟水域に相互入会して操業することを認める
(第2条第1項)

- 相手国排他的經濟水域内で操業を行うには、相手国当局の発行する許可証が必要
(第2条第2項)

- 相手国の定める漁獲量や操業条件に従わなければならない (第2条第3項)

- 両国は自国の排他的經濟水域内における相手国の操業条件を決定できる (第3条)

- 両国は、自国の漁船が相手国排他的經濟水域内において、相手国の定める法令その他の条件に従うよう確保する義務を負う (第4条)

- 両国は、自國排他的經濟水域内において拿捕を含む必要な措置を取ることができる
(第5条)

内閣官房長官
加藤 勝信 殿

沖縄県知事 玉城 テニヤ 氏
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事長 上原 龍一 氏

令和2年10月

このような状況の中、令和2年5月、7月、8月には領海内で中国公船が本県漁船を追尾し、地域漁業者に大きな脅威を与える事態を招いております。我が国の領海内で頻発する中国公船の本県漁船に対する威嚇行為は、今後さらなる不測の事態を招く恐れを孕んでおり、今回のような事態は断じてあってはならないものです。
つきましては、本県漁業者の権益を確保するとともに、沖縄周辺水域の水産資源を適切に管理するため、下記のとおり要請いたします。

記

1

日台漁業取決めについて
(1) 適用水域から次の水域を撤廃すること

東経125度30分より東側

① 台湾が主張する暫定執法線より南側の水域

② 日台漁業取決め適用水域以外で、地理的中間線から東側の水域において台湾漁船の操業を一切認めないこと

また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること

(3) 先島諸島の南側及び沖ノ鳥島周辺水域等について、今後一切協議の対象としないこと

(4) 取決め適用水域内において沖縄県漁船が安心・安全に操業できるよう、操業ルールの改善とともに、操業安全対策の強化を図ること

2

沖縄漁業基金について
令和3年度以降の安定的かつ継続的な予算措置及び拡充強化を講じるなどに、制度の運用改善を図ること

3

日台漁業協定の見直しについて
(1) 北緯27度以南の水域において中国漁船の操業を規制できるよう、平成9年の外務大臣書簡を破棄するなどに、日中漁業協定第6条を見直すこと

(2) 中国 국내法においても禁止されているサンゴ網漁業について、協定の見直しが國られるまでの間、実質的な取締りができる体制を構築すること

(3) 中国サンゴ網漁船をはじめ、違法操業を行う外国漁船に対する取締りを徹底するなどに、中国公船等による威圧行為を排除し、わが国漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化を図ること

平成25年5月に発効した日台漁業取決めは、本県漁業者の頭越しに締結され、特に八重山北方三角水域においては、台湾漁船の漁具流出や台湾側のルール違反が頻繁に確認されているなど、未だ多くの本県漁業者が、台湾漁船とのトラブルに不安を抱えながら操業している状況にあります。

また、このようなかつ、日台漁業取決めの影響を受けている本県漁業者の経営安定期を図るために設立された沖縄漁業基金事業について、その維持を強く求めまいりましたが、令和2年度は前年度の補正予算として措置されに留まり、長期化が予想される取決めの影響を緩和するため、令和3年度以降の安定的かつ継続的な措置を重ねて求めるものであります。

一方、平成9年に署名され、平成12年に発効した日中漁業協定については、北緯27度以南を協定の適用除外水域とするとともに、当時の外務大臣書簡により、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても取締りが出来ない内容となっています。

本県の漁業者は、頻繁に起きている中国公船による接続水域・領海内の航行、本県周辺水域で虎網を操業する中国漁船の進出や中国サンゴ網漁業の再発に対して、強い危機感を抱いております。

統一樣式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

廣聰廣報費

領収書

会派立憲おさなわ 様

| [別納引受] | | |
|-----------|----------|----------|
| 第一種定形 | | |
| 084 | 281通 | ¥23,604 |
| 小計 | | ¥23,604 |
| 第一種定形 | | |
| 084 | 3,165通 | ¥265,860 |
| 小計 | | ¥265,860 |
| 郵便物引受合計通数 | 3,446通 | |
| 課税計 (10%) | ¥289,464 | |
| (内消費税等 | ¥26,314) | |
| 非課税計 | ¥0 | |
| 合計 | ¥289,464 | |
| お預り金額 | ¥290,064 | |
| おつり | ¥600 | |

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2022年1月14日 13:28
発行No. 220114A8752 端N73箱24
連絡先：沖縄郵便局
TEL:0570-083-943

充当割合：10/10

充当額：250,000

議会報告書（仲村未央）「みおのクロトン便り 23号」 令和4年1月14日
印刷料・郵送料

政務活動のため全額充当

元旦早々、沖縄県は「感染拡大注意報」を全県に拡大せざるを得なくなりました。米軍に由来するオミクロン株が市中に拡がり、県民の命と健康に脅威をもたらしています。昨年末、約一年半ぶりに感染者ゼロを達成し、観光をはじめ経済再興への兆しが感じられていました矢先のことです。県民生活への影響はばかりしません。

海兵隊の異動で再発

米軍基地内でのクラスターは、今回が初めてではありません。これまでも夏と冬、半年ごとの海兵隊の大規模な異動をきっかけに繰り返されてきました。「日本政府も、対応の欠陥を認めざるを得ないのでないか」と玉城知事が断じた通り、

復帰50年「建議書」の作成を 玉城デニー知事に提言



立憲おきなわ県議団は1月5日、玉城デニー知事と面談し、2022年度予算及び施策にかかる会派要請を行いました。新型コロナ第6波に対応し得る医療・検査体制の確保、新たな沖縄振興における重点課題（人材育成、超高齢社会への対応、老朽インフラの更新等）、観光振興基金の創設、「種苗条例」や「公文書管理条例」の制定などについて提言しました。

日本の検疫適用されず

日米地位協定は、米軍関係者の出入国と検疫に関し、国内法の適用を「除外」しています。「伝染病の予防に關し、ドイツの法規及び手続きが軍隊・軍属に適用される（ドイツ・ボン補足協定）、「イタリア司令官は、明らかに公衆の健康に危険を生ずる米国の行動を米

日本政府は、異動に際する水際対策を強化するよう、細心の注意を米軍に求めておくべきでした。ところが基地内で実際に起こつ

ていたことは、感染対策の「緩和」です。ワクチン2回接種の者はノーマスク、施設内での行動は自由、日本へ向け出国した兵士らが検

査を受けるのは入国後5日目など、濃厚接触者が限りなく拡大していました。成田で、羽田で水際対策を強化する傍ら、米軍基地という「抜け穴」はぱっかり開けたまま。クラスター下の緊張をよそに飲酒運転の兵士が摘発されるケースも連日発覚しました。

繰り返される米軍クラスター 感染の「抜け穴」放置

会派立憲おきなわ
2022年1月4日
沖縄県議会議員
仲村未央版

国司令官が直ちに中断させるよう介入する」（イタリア・モデル実務取極）など、何より住民の命を優先し、それが脅かされる事態に際しては主権を発動する意思を明確にしている各国と比べ、日本の姿勢は明らかに貧弱です。

全駐労 與那覇委員長聞く



立憲おきなわ県議団は全駐労沖縄地区本部を訪ね、クラスターが発生した米軍基地内の状況を聞きました。與那覇栄蔵委員長は「感染症は国も地域も人種も選ばない。日本政府がチエックできないのは主権国家としていかがなものか」と日米地位協定の壁を指摘。異動者の隔離措置など厳格な対策を求めました。

=2021年12月21日、全駐労沖縄地区本部

主権放棄ともいえる取扱いを政府自らが容認し続ける限り、問題の解決はありません。わたしたちの人権、環境、命を守るために日米地位協定の抜本改定に向けて共に強く声をあげていきましょう。

小笠原諸島の海底噴火に由来する「軽石」が沖縄近海に大量に漂流・漂着し、県民生活に深刻な影響を与えています。

マグロやソーデイカ、モズクなどの漁業をはじめ、離島の生活を支える貨物航路や観光業に至るまでのどの影響が及ぶか全貌はまだ見通せません。コロナ禍で疲弊する県経済にさらに追い打ちをかける事態。関係者は悲鳴をあげています。

県議会の代表団として12月17日、農林水産省や環境省、内閣府などを訪ね関係副大臣と面談しました。船の改修費や漁業補償、マリンレジャーへの補償、集めた軽石の処分と活用方法、海洋生態系への影響調査など課題は多岐にわたります。

影響の長期化も懸念され、海岸管理者として回収作業にあた

軽石の大量漂着、漁業・観光を直撃

る各市町村の財政的負担も大きいことから特段の措置を求めました。



武部副大臣に漁業補償などの対応を求める=農林水産省、2021年12月17日

経費区分（広聴広報費）No.

2021/12/13 11:49

ネット印刷の raksul [ラクスル] | 名刺、チラシ...激安で印刷

領収書



日付: 2021年11月27日
領収書番号: R-211120834208

立憲おきなわ 御中

ラクスル株式会社



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥26,087-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

| ご注文番号 | 商品名 / 商品仕様 | 部数 | 出荷日 | 金額 |
|-----------------|---|--------|-----------------|---------|
| 211120834208-01 | (最終2021年11月20日に発注、 大判ハガキの原稿 (県議会140)) ポストカード (大判はがき 120×235mm), 大判はがき, ポ ストカード, 両面カラー, マット 紙(マット), 標準: 180kg | 2,500部 | 2021年 11月27日 | ¥23,715 |

| | | |
|----------|-----|---------|
| 注文内容: | 商品: | ¥23,715 |
| 注文合計: | | ¥23,715 |
| 消費税: | | ¥2,372 |
| ご請求合計金額: | | ¥26,087 |

お支払い方法: クレジットカード

充当割合: 10/10

充当額: 26,087円

議会報告書（崎山嗣幸）令和4年1月 No.140
あて名ラベル・インク・印刷料

政務活動のため全額充当

経費区分（広聴広報費）No.

株式会社安木屋 一銀通り店
〒900-0013
沖縄県那覇市牧志1-1-14
TEL:098-862-6117
FAX:098-862-5117
端末番号:F320

2021-11-22 16:18:05

取引ID:11336

スタッフ: [REDACTED]

| | |
|---------------|--------|
| I)ラベル 31540 | ¥3,928 |
| 4906186315401 | |
| 小計 | ¥3,928 |
| 合計 | ¥3,928 |
| 内消費税 | (¥357) |
| 合計点数 | 1点 |
| お預り金額 | ¥4,000 |
| お釣り | ¥72 |



6 3 7 5 6 5 4 8 5 0 0 3 0

No.6375654850030

株式会社安木屋 一銀通り店

〒900-0013

沖縄県那覇市牧志1-1-14

TEL:098-862-6117

FAX:098-862-5117

端末番号:F320

2021-11-22 16:18:05

取引ID:11336-0

領収証

崎山嗣幸

様

領収金額

¥3,928-

(税 ¥357-)

但し あ2名ラベル代

上記正に領収いたしました。

担当者印



No.6375654850030

充当割合: 10/10

充当額: 3,928 円

議会報告書（崎山嗣幸）令和4年1月 No.140
あて名ラベル・インク・印刷料

政務活動のため全額充当

経費区分（広聴広報費）No.



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

YAMADA web.com
那覇本店
098-851-5040
御来店誠に有り難う御座います
ケイタイde安心会員募集中！

令貢川又書

No. 1054-406-066844 [現金売]

2022/01/04 12:36

レジ担当:

販売担当:

会員No.:

| | | |
|--------------------------------------|---------|--------|
| 4195579013 MKABK エプソンインク 1:持帰 外10 | 15 | 11-モ |
| | | ¥2,400 |
| 4195576012 HNAM エプソンインク 1:持帰 外10 | 15 | 11-モ |
| | | ¥1,200 |
| 4195575015 HNAY エプソンインク 1:持帰 外10 | 15 | 11-モ |
| | | ¥1,200 |
| 4195577019 HNAC エプソンインク 1:持帰 外10 | 15 | 11-モ |
| | | ¥1,200 |
| 小計 | | ¥6,000 |
| +消費税 | | |
| 税込計 | | ¥6,600 |
| ポイント直引 | | OP |
| 合計 | ¥6,600 | |
| (内消費税 | ¥600) | |
| 10%対象 | ¥6,600 | |
| (内消費税 | ¥600) | |
| 現金 | ¥6,600 | |
| お預り | ¥10,000 | |
| お釣り | ¥3,400 | |

◆◆お客様ポイント情報◆◆

ポイント会員No.
前回累計ポイント数
直引ポイント数
今回ポイント数
累計ポイント数


B1054406066844B

充当割合: 10/10

充当額: 6,600円

議会報告書（崎山嗣幸）令和4年1月 No.140

あて名ラベル・インク・印刷料

政務活動のため全額充当

2022/03/21 13:57

ネット印刷の raksul [ラクスル] | 名刺、チラシ...激安で印刷

領収書



日付: 2022年3月19日

領収書番号: R-220316486406

崎山嗣幸 御中

ラクスル株式会社

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com**¥26,571-**但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

| ご注文番号 | 商品名 / 商品仕様 | 部数 | 出荷日 | 金額 |
|-----------------|---|--------|----------------|---------|
| 220316486406-01 | (立憲おきなわ会派報141号) チラシ・フライヤー,B4,両面力 ラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,折り加工: 巻き4つ折り | 3,000部 | 2022年 3月19日 | ¥24,155 |

| | | |
|----------|-----|---------|
| 注文内容: | 商品: | ¥24,155 |
| 注文合計: | | ¥24,155 |
| 消費税: | | ¥2,416 |
| ご請求合計金額: | | ¥26,571 |

お支払い方法: クレジットカード

充当割合: 10/10

充当額: 26,571円

議会報告書（崎山嗣幸）令和4年3月 No.141
発送業務・印刷料・郵送料

政務活動のため全額充当